

## 保育所保育指針について

- 保育所保育指針とは、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの。
  - 保育所における保育の内容は、各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重されるべきものである一方で、すべての子どもの最善の利益のためには、全国共通の枠組みが必要。  
このため、保育所保育指針において全保育所が拠るべき保育の基本的事項を定め、一定の保育の水準を確保。
  - 全国の保育所は、保育所保育指針に基づき、子どもの健康及び安全を確保しつつ、一日の生活や発達過程を見通し、保育内容を組織的・計画的に構成し、保育を実施。
- ⇒ 保育指針と、施設設備基準、職員配置基準や保育に従事する者の基準とが相まって、保育所保育の質を担保する仕組み。

### 【根拠法令】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和23年厚生省令第63号)(抄)

(保育の内容)

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

# 保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布、平成21年4月1日施行)
  - ※ 保育所における保育は、養護と教育を一体的に行うことを特性とする。
  - ※ 保育所保育指針は、3歳以上児の教育面について、幼稚園教育要領と整合性を確保して定められている。

## 第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

## 第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

## 第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容  
〔 養護: 生命の保持、情緒の安定  
教育: 健康、人間関係、環境、言葉、表現【別紙】 〕
2. 保育の実施上の配慮事項

## 第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

## 第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

## 第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

## 第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

## 教育における五つの領域

- 領域「健康」 …… 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 領域「人間関係」 …… 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
- 領域「環境」 …… 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 領域「言葉」 …… 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 領域「表現」 …… 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(参考)

## 保育所保育指針の策定及び改定の経緯

- 現行の保育所保育指針は、平成20年3月に改定（告示）され、平成21年4月から施行されている。
- 保育所保育指針は、保育所保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すものとして、昭和40年8月に策定されて以降、3回の改定が行われており、直近の平成20年改定においては、規範性を有する指針としての位置づけを明確にするため、大臣告示として定められている。
- 幼稚園教育要領との関係については、3歳以上の教育について「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の五つの領域に沿って、幼稚園教育要領の教育内容との整合性が図られている。
- なお、平成26年には、幼稚園教育要領と保育所保育指針を参酌し、幼保連携型認定こども園の特性を配慮して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が策定されている。

時 期	保育所保育指針	幼稚園教育要領
昭和31年2月		幼稚園教育要領編集
昭和39年3月		改訂幼稚園教育要領①（告示）
昭和39年4月		改訂幼稚園教育要領①（施行）
昭和40年8月	保育所保育指針策定（施行）	
平成元年3月		改訂幼稚園教育要領②（告示）
平成2年3月	第1次改定（通知）	
平成2年4月	第1次改定（施行）	改訂幼稚園教育要領②（施行）
平成10年12月		改訂幼稚園教育要領③（告示）
平成11年10月	第2次改定（通知）	
平成12年4月	第2次改定（施行）	改訂幼稚園教育要領③（施行）
平成20年3月	第3次改定（告示）	改訂幼稚園教育要領④（告示）
平成21年4月	第3次改定（施行）	改訂幼稚園教育要領④（施行）

※平成26年4月に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が告示。

（平成27年4月施行）

## ○ 第1次改定（平成2年）の概要

### ○改定の視点

- ・ 児童を取り巻く環境と児童自身の変化
- ・ 乳児保育等保育需要の多様化
- ・ 学問的研究・保育実践の進歩
- ・ 幼稚園教育要領の改訂

### ○改定の主な内容

- ・ 保育所保育の特性である養護と教育の一体性を基調としつつ、養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項（基礎的事項）を記載。
- ・ 乳児保育の普及に対応するため保育内容の年齢区分を細分化するとともに、障害児保育に関する記述を明記。
- ・ 保育内容について、幼稚園教育要領との整合性を図るため従来の6領域（健康、社会、言語、自然、音楽、造形）から5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に改正。

## ○ 第2次改定（平成11年）の概要

### ○改定の視点

- ・ 多様化する保育ニーズに対する保育施策の実施（エンゼルプラン等）
- ・ 保育所における子育て相談・指導の実施
- ・ 児童の権利条約の批准（平成6年3月）
- ・ 幼稚園教育要領の改訂

### ○改定の主な内容

- ・ 児童福祉法の改正に対応し、地域子育て支援の役割を明記。
- ・ 体罰の禁止や乳幼児のプライバシーの確保等、保育士の保育姿勢に関する事項を新たに明記。
- ・ 家庭、地域社会、専門機関との連携、協力関係の必要性を明確化。
- ・ 保育内容について、「保育士の姿勢と関わりの視点」の項目を新たに明記。
- ・ 乳幼児突然死症候群の予防や児童虐待等の対応に係る記述を「第12章 健康・安全に関する留意事項」に新たに明記。
- ・ 「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」を新たに明記。
- ・ 幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「生きる力の基礎を育てる」や「自然体験、社会体験の重視」等を記述。

## ○ 第3次改定（平成20年）の概要

### ○改定の視点

- ・ 保育所の役割
- ・ 保育の内容、養護と教育の充実
- ・ 小学校との連携
- ・ 保護者に対する支援
- ・ 計画・評価、職員の資質向上

### ○改定の主な内容

- ・ 保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化
- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施
- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用
- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性
- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

# 保育をめぐる現状

## ◆制度創設の背景・趣旨

- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化。
  - 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化する必要。
- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、消費税財源も活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

## ◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
  - ・ 各施設がこれまでの経験を踏まえながら、より充実した活動ができるよう支援。地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化（学校及び児童福祉施設としての位置づけ）
- ③ 「地域子ども・子育て支援事業」の創設（地域子育て支援拠点、一時預かり等）
  - ・ 地域の実情に応じて、柔軟に選択が可能な13の支援メニューを設定
- ④ 市町村が実施主体
  - ・ 住民に最も身近な市町村が、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・ 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える。

# 子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施  
義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた  
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
  
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
  
- ・妊婦健診
  
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

# 地域型保育事業について①

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

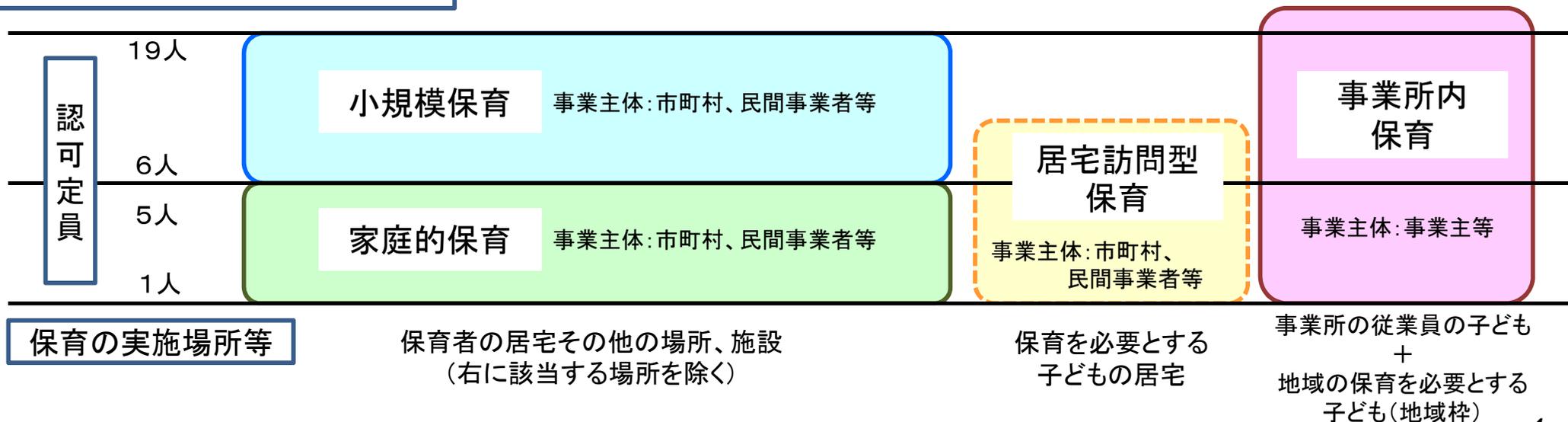
◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

## 地域型保育事業の位置付け



## 地域型保育事業について②

### 小規模保育事業について

#### <概要>

- 少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業。
- 多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。

#### <主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

# 家庭的保育事業等について

## <概要>

- 家庭的保育事業： 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う事業。
- 事業所内保育事業： 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。
- 居宅訪問型保育事業： 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業。

## <主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

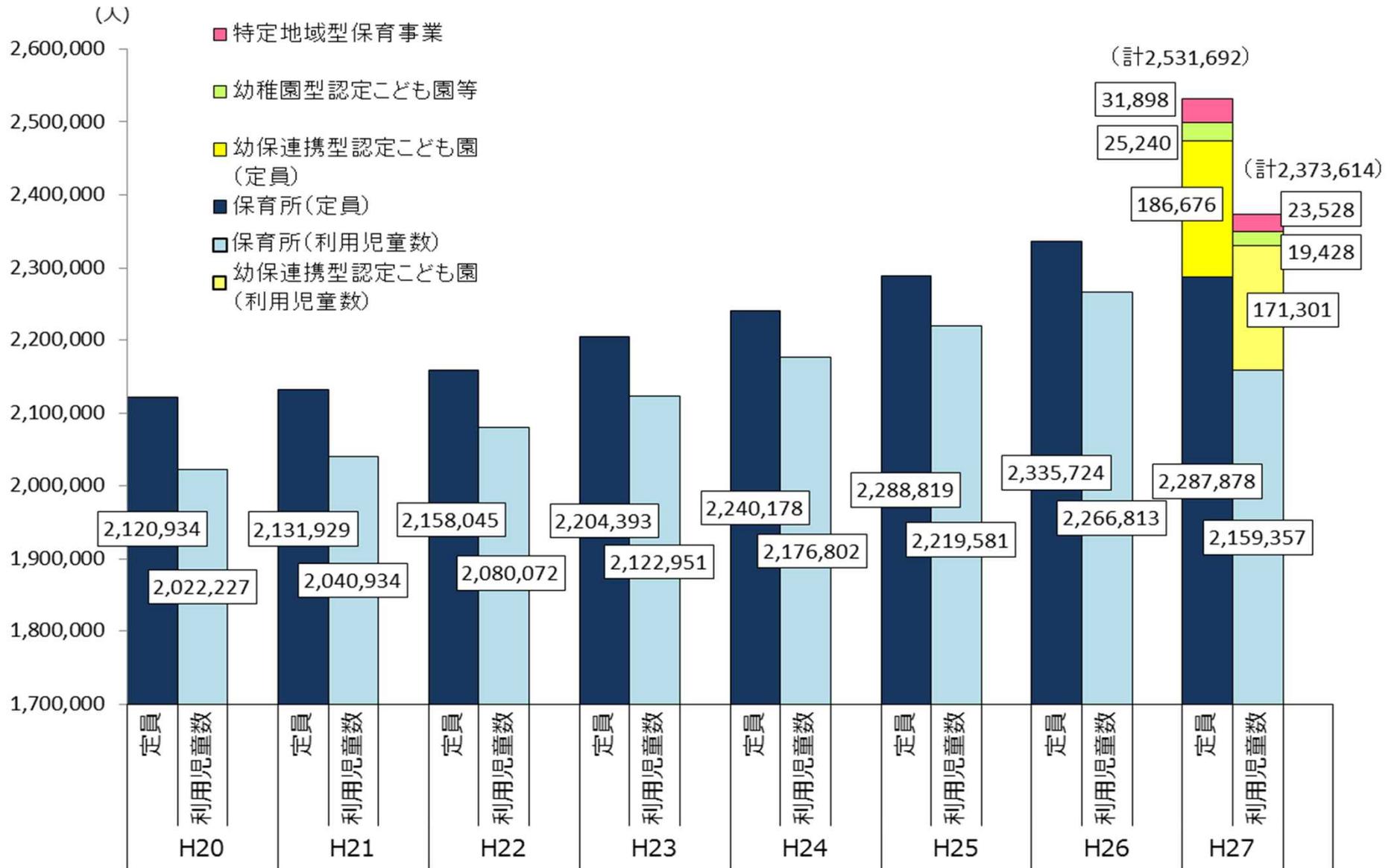
## 地域型保育事業の数について

- 平成27年4月1日現在の地域型保育事業の数は全国で2,740件となり、家庭的保育事業931件、小規模保育事業1,655件、居宅訪問型保育事業4件、事業所内保育事業150件。

事業	件数	(公私の内訳)		(設置主体別内訳)				
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他	
家庭的保育事業	931	157	774	28	11	725	167	
小規模保育事業	1,655	60	1,595	220	559	470	406	
	(A型)	(962)	(32)	(930)	(161)	(319)	(219)	(263)
	(B型)	(572)	(18)	(554)	(44)	(215)	(201)	(112)
	(C型)	(121)	(10)	(111)	(15)	(25)	(50)	(31)
居宅訪問型保育事業	4	0	4	0	2	0	2	
事業所内保育事業	150	3	147	39	50	2	59	
計	2,740	220	2,520	287	622	1,197	634	

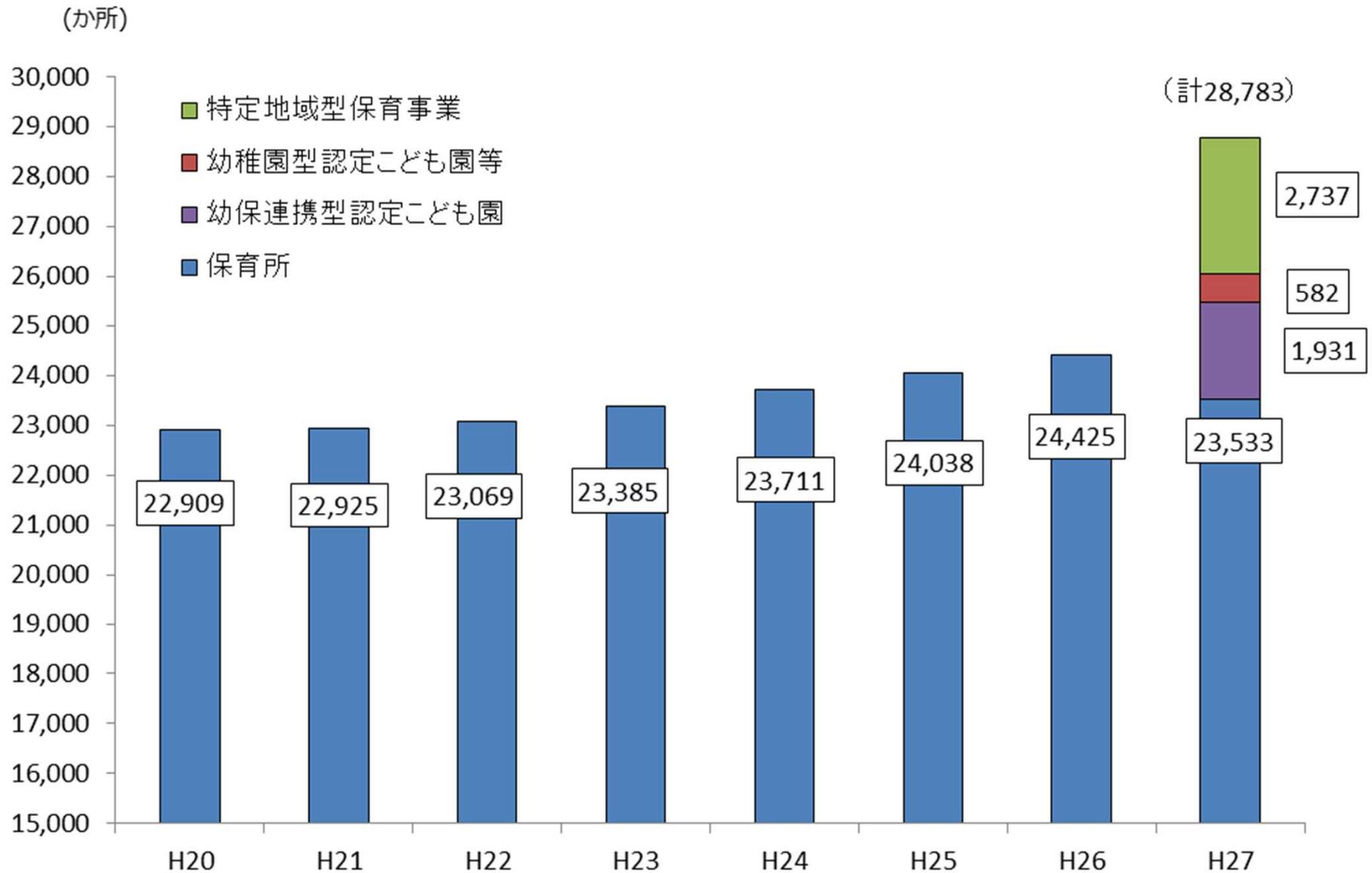
(出典)厚生労働省「保育所の認可状況及び公有施設等を活用した保育所の設置状況の報告(平成27年4月1日現在)」

# 保育所等定員数及び利用児童数の推移



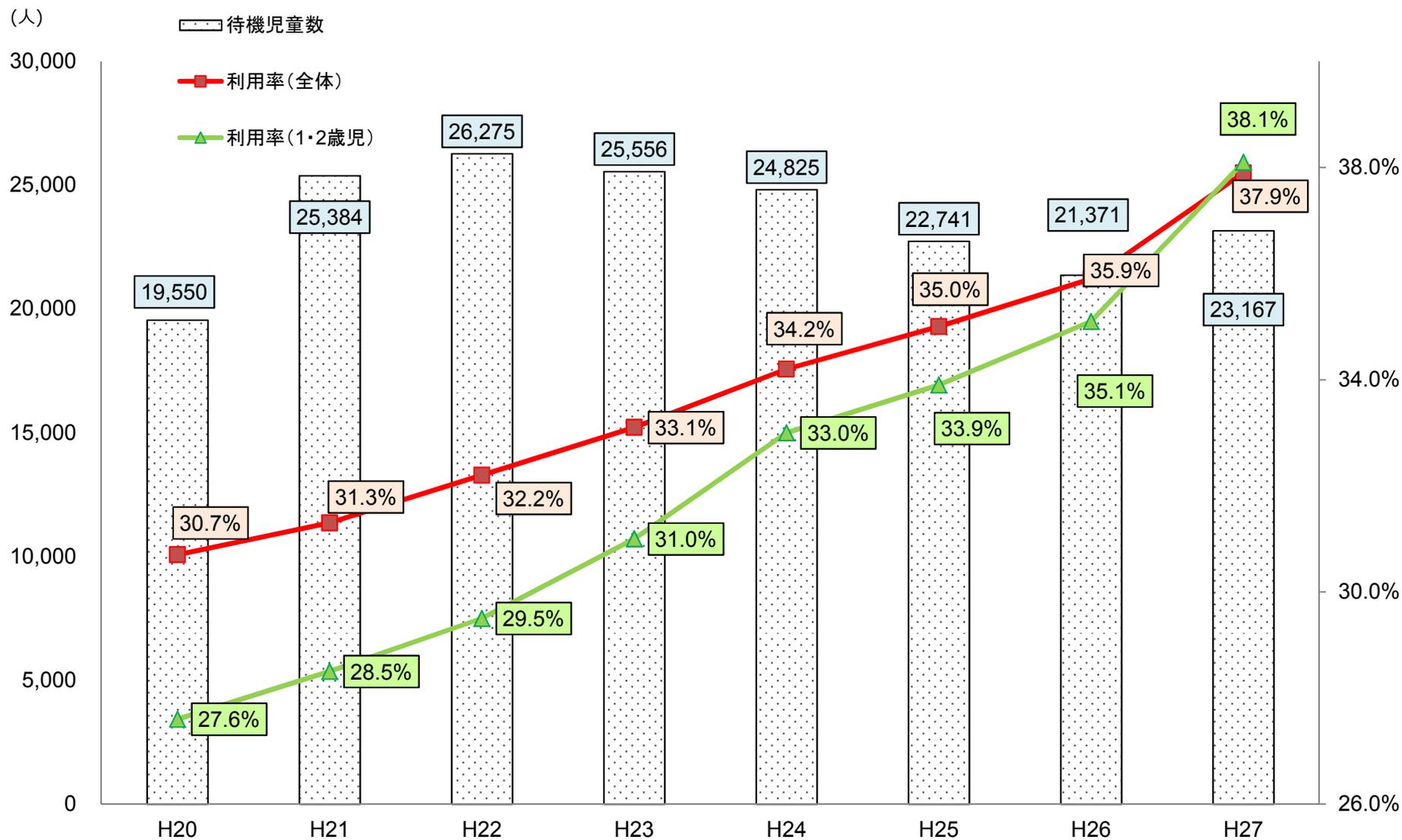
(出典) 22年以前、26年 ー厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」  
 23年～25年、27年 ー厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

# 保育所等数の推移



(出典) 22年以前、26年 ー厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」  
23年～25年、27年 ー厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

# 保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移

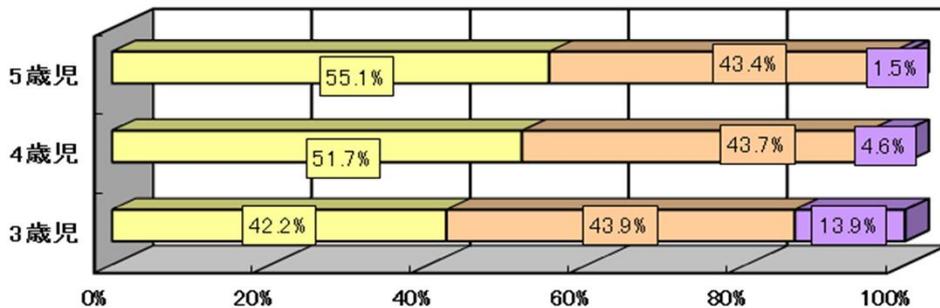


# 就学前教育・保育の実施状況(平成25年度)

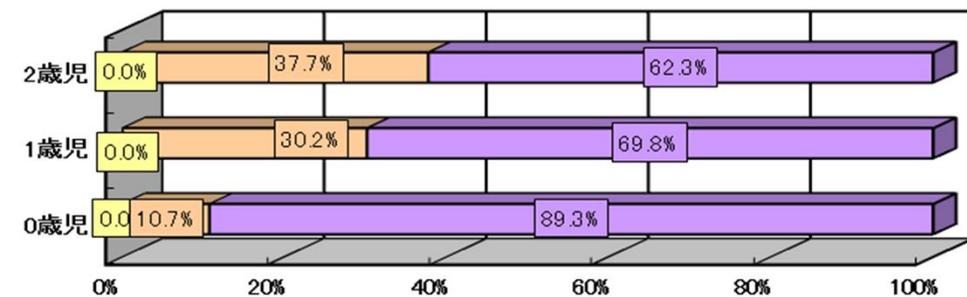
- 3歳以上児の多く(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約3割

## 就学前教育・保育の実施状況(平成25年度)

【3~5歳児】<学年齢別>



【0~2歳児】



■ 幼稚園就園率 ■ 保育所入所率 ■ 未就園率

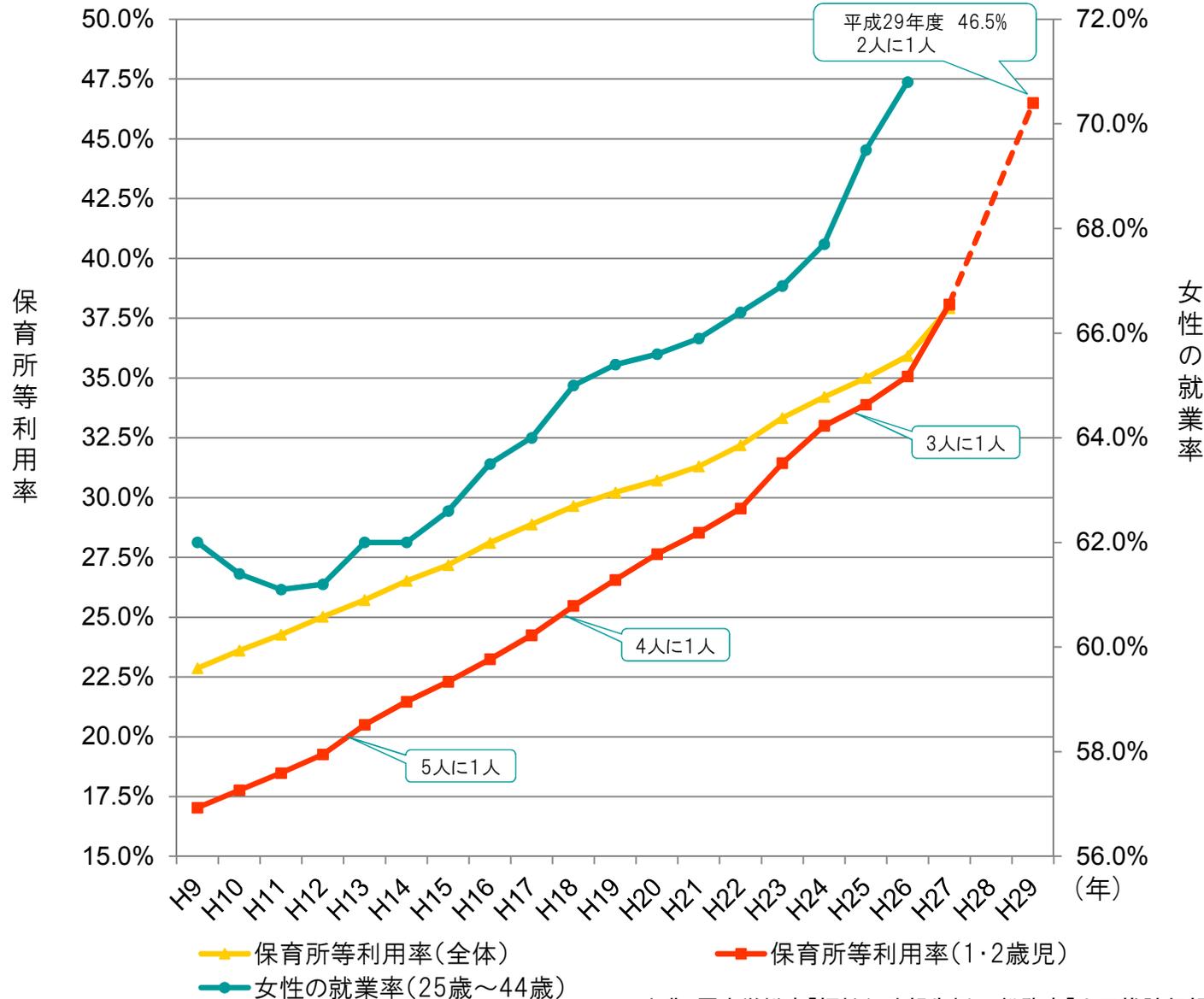
	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢人口
0歳児	0人	0.0%	112,000人	10.7%	932,000人	89.3%	1,044,000
1歳児	0人	0.0%	322,000人	30.2%	745,000人	69.8%	1,067,000
2歳児	0人	0.0%	394,000人	37.7%	650,000人	62.3%	1,044,000
3歳児	440,988人	42.2%	459,000人	43.9%	145,012人	13.9%	1,045,000
4歳児	554,896人	51.7%	469,000人	43.7%	49,104人	4.6%	1,073,000
5歳児	589,330人	55.1%	464,000人	43.4%	15,670人	1.5%	1,069,000
合計	1,585,214人	25.0%	2,220,000人	35.0%	2,536,786人	40.0%	6,342,000
うち0~2歳児	0人	0.0%	828,000人	26.2%	2,327,000人	73.8%	3,155,000
うち3~5歳児	1,585,214人	49.7%	1,392,000人	43.7%	209,786人	6.6%	3,187,000

※保育所の数値は平成25年の「待機児童数調査」(平成25年4月1日現在)より。  
 4・5歳は「社会福祉施設等調査」(平成25年10月1日現在)の年齢別割合を乗じて推計。  
 ※幼稚園の数値は平成25年度「学校基本統計」(平成25年5月1日現在)より。  
 なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。  
 ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成24年10月1日現在)より。  
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。  
 ※「待機児童数調査」、「社会福祉施設等調査」については、東日本大震災の影響により調査を実施していないところがある。  
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

# 女性の就業率と保育所等利用率の関係

○ 女性の就業率の上昇は、保育の受け皿拡大が支えている。

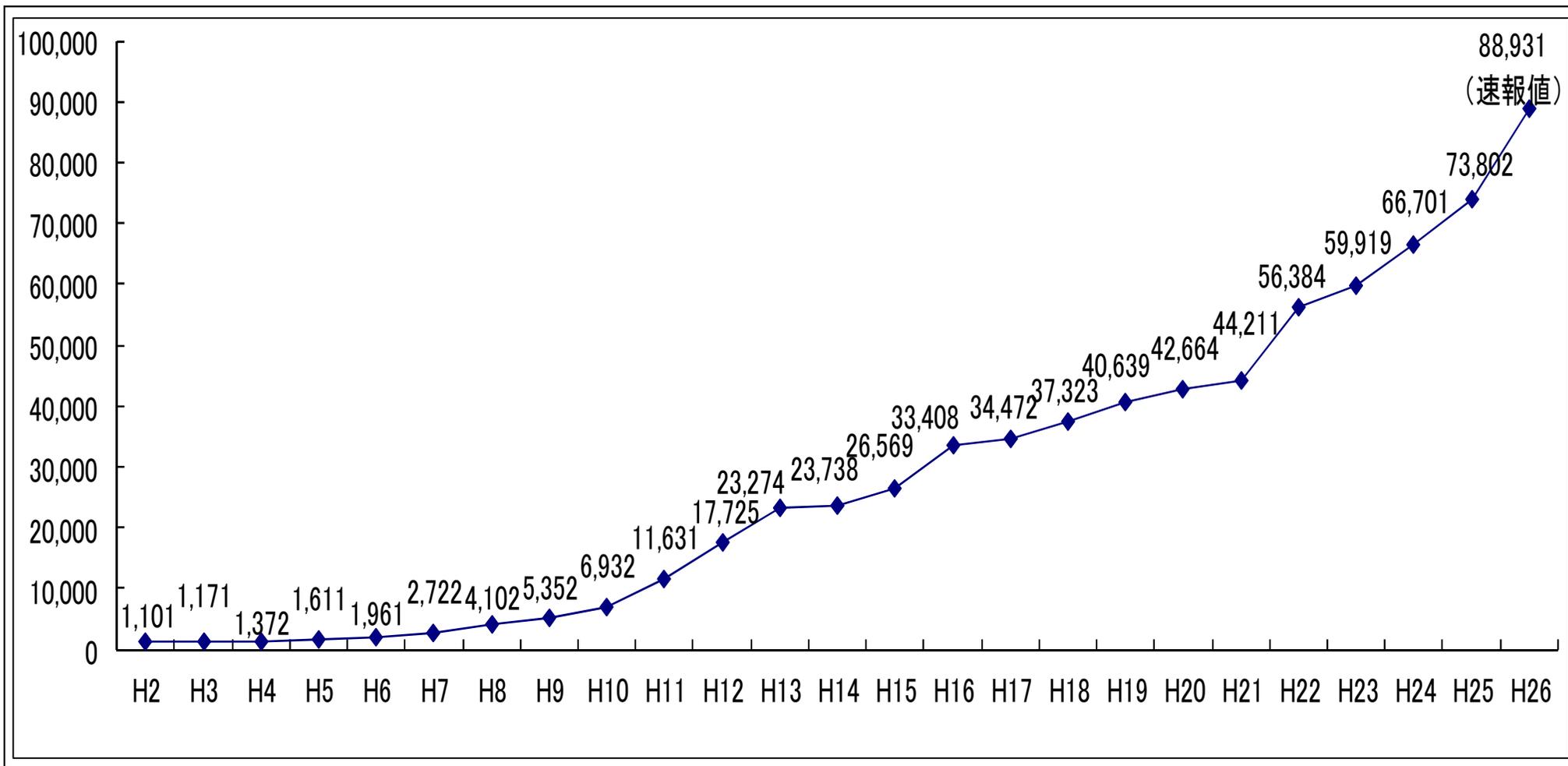
女性の就業率（25～44歳）と保育所等利用率の推移



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」、総務省「人口推計年報」、総務省「労働力調査」

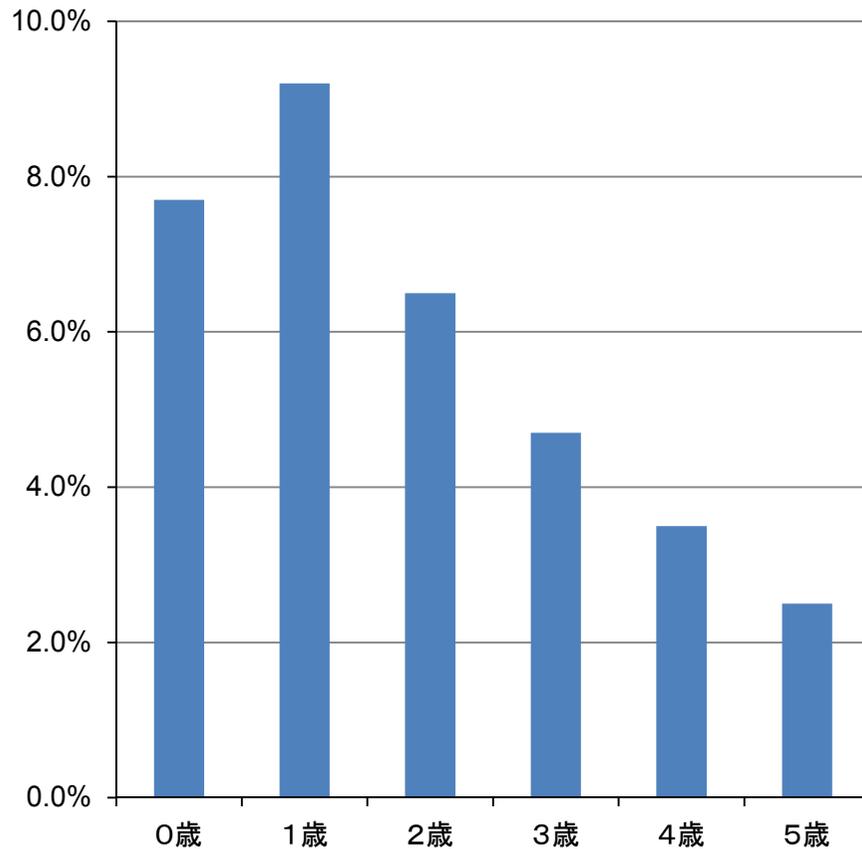
# 児童虐待相談の対応件数の推移

○ 全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度は7.6倍に増加。

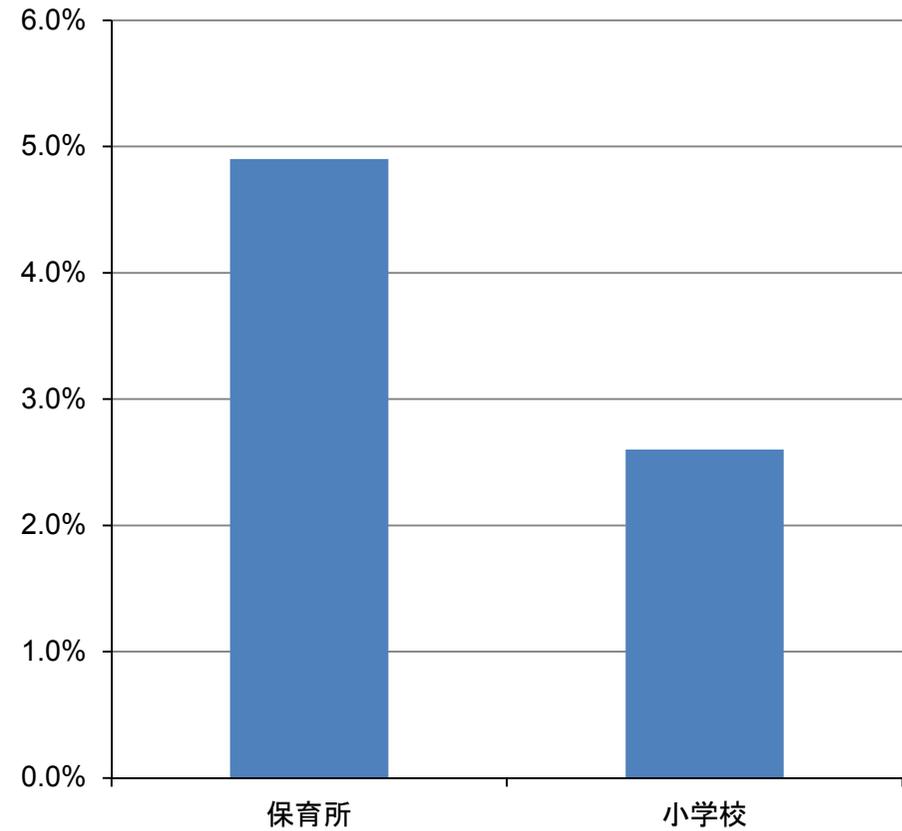


※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

## 図1. 食物アレルギーの有病率 (年齢別)



## 図2. 食物アレルギーの有病率 の比較

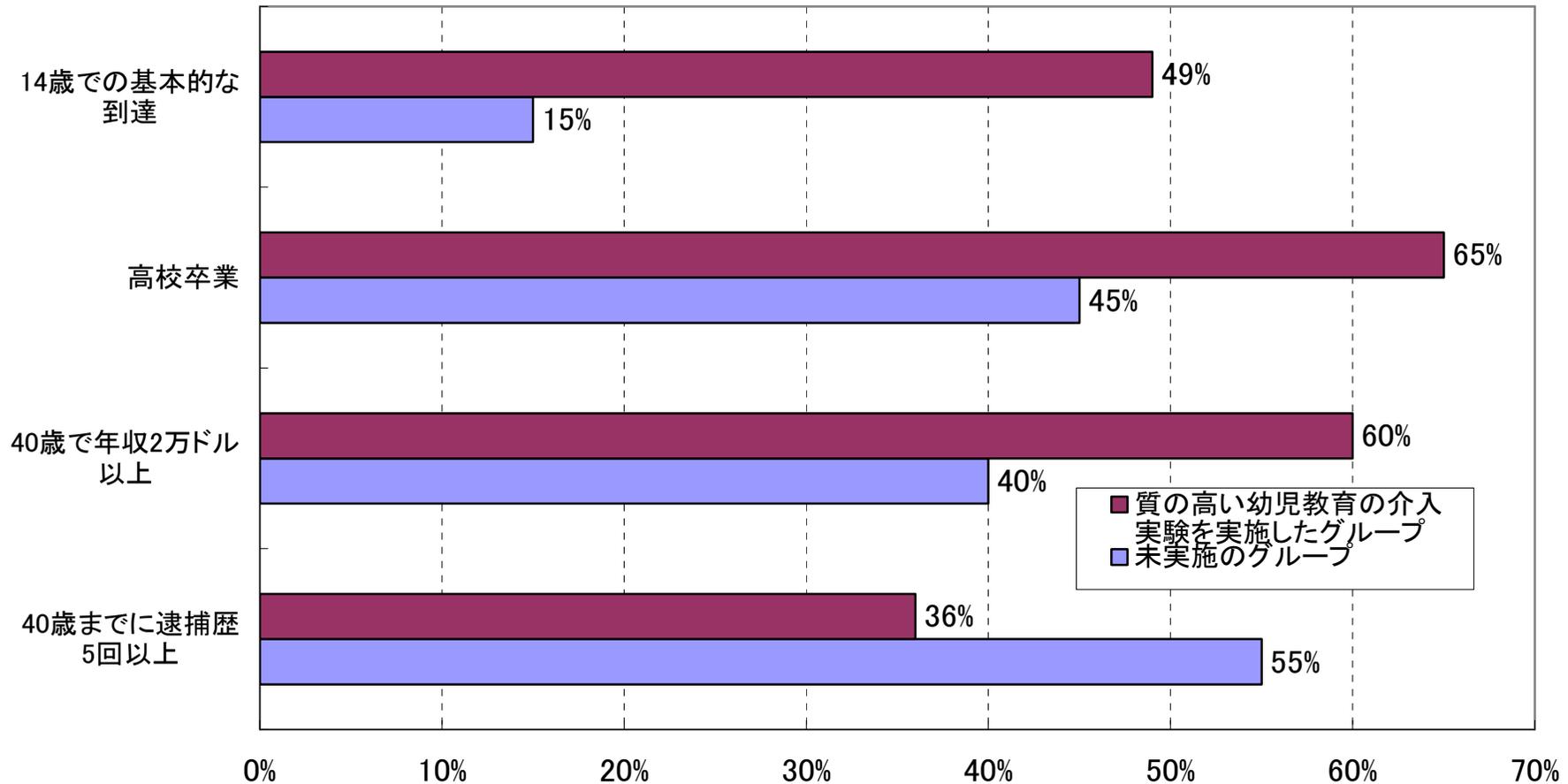


平成21年 保育園保健協議会「保育所における食物アレルギーに関する全国調査」  
平成19年 文部科学省「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」

## 幼児教育への投資の効果 学力・経済力の向上

幼児期の教育は生涯にわたる学習の基盤を形成するものである。

質の高い幼児教育を受けることにより、その後の学力の向上や、将来の所得向上、逮捕歴の低下等につながるという調査結果が示されている。（ペリー就学前計画※の結果による）



出典： Heckman and Masterov (2007) “The Productivity Argument for Investing in Young Children”

※「ペリー就学前計画」とは、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの